特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和5年 (2023年) **11**月 日 (木)

No. 16017 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

Ħ 次

☆知財訴訟における事実実験公正証書の利用と争点(F)(1)

細則脈訟における事実実験公正証書の 利用と争点(上)

弁護士法人内田・鮫島法律事務所

直之 弁護士 後藤

はじめに

知的財産権に関係する訴訟、とりわけ特許侵害訴 訟や特許無効審判の審決取消訴訟では、どのような 構造の物が存在するのか、ある操作をするとどのよ うな結果が得られるのかといった文献に記載されて いない事実を立証する必要が生じる場面があります。 このような場合に、公証人に、立証したい事実が存 在する現場に立ち会ってもらい、公証人が認識した

月刊

事実を「事実実験公正証書」という公正証書として 記載・作成してもらうことができます。

例えば、特許侵害訴訟の原告が、被告製品が原告 特許に係る発明の技術的範囲に含まれることを立証す るため、被告製品の構造や動作を公証人に見てもらい、 公正証書にする場合があります。また、特許侵害訴訟 の被告が、原告の特許が無効であることを立証する場 合、文献の記載内容を根拠とするのであれば文献を



令和4年版 職員録

編集・発行 国立印刷局

2022年12月刊 A5判 上下巻/各14,960円(税込)

上巻 中央官庁等 2,522P 978-4-17-073501-6 立法、行政、司法の機関、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等事項(役職・氏名)を収録。

下巻 都道府県・市町村等 2,255P 978-4-17-073502-3 都道府県・市町村等の事項(役職・氏名)を収録。

法令全書

編集・発行 国立印刷局

官報に掲載された法令(憲法改正・詔書・法律・政令・条約・省令・告示等)を 月まとめで集録して、掲載事項毎に官報掲載日順・各官庁順に見やすく再編集。 年12回/毎翌月25日 B5判 8,910円(税込)

総 目 録 1年間(暦年)に交付された全法令の件名を収録。

毎年3月中旬刊 B5判 8,910円(税込)

ご注文は…各都道府県官報販売所及び政府刊行物センターへ

全国官報販売協同組合 〒114-0003 東京都北区豊島 6 丁目 7-15 http://www.gov-book.or.jp